

## 京都府立医科大学附属図書館セミナー室利用細則

平成 4 年 5 月 7 日

京都府立医科大学告示第 5 号

改正 平成 12 年 7 月 1 日告示第 6 号

京都府立医科大学附属図書館セミナー室利用細則を次のように定める。

### 京都府立医科大学附属図書館セミナー室利用細則

#### (目的)

第 1 条 この細則は、京都府立医科大学附属図書館利用規則（昭和 48 年京都府立医科大学訓令第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、京都府立医科大学附属図書館セミナー室（以下「セミナー室」という。）を利用する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

#### (利用時間)

第 2 条 セミナー室の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 平 日 午前 9 時から午後 7 時 45 分まで

(2) 土曜日 午前 10 時から午後 5 時 45 分まで

#### (利用手続)

第 3 条 セミナー室を利用しようとする者は、セミナー室利用許可申請書（別記様式）を附属図書館長（以下「館長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

#### (機器の使用)

第 4 条 利用者は、館長の許可を得て、備付機器を使用することができる。

#### (予約)

第 5 条 セミナー室の利用については、利用しようとする日の 1 週間前から予約することができる。

#### (利用方法)

第 6 条 セミナー室を利用する際は、カウンターで鍵を受け取り、利用後は、機器及び室内を原状に復し、施錠の上、鍵をカウンターに返却しなければならない。

#### 附 則

この告示は、平成 4 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 1 日訓令第 6 号）

この告示は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。